## 報告第31号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の 増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和7年11月19日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の 増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

1 件名及び契約名 令和6年第4回杉並区議会定例会において議案第80号に より議決を得た「杉並区立荻窪地域区民センター改修給排 水衛生設備工事」

2 金額の変更議決を得た契約金額金189,200,000円変更後の契約金額金204,776,000円契約金額の増額金15,576,000円

3 変 更 理 由 工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇により、契約変 更の必要が生じたため。

4 専決処分年月日 令和7年10月22日